

第 602 回琵琶湖海区漁業調整委員会 会議要録

1. 日 時 令和 6 年 6 月 21 日（金） 14 時 00 分～16 時 00 分
2. 場 所 ピアザ淡海 滋賀県県民交流センター 203 会議室
大津市におの浜 1 丁目 1 番 20
3. 出 席 委 員 谷口孝男 佐野高典 浦谷一孝 木村常男
松井弥惣治 松岡正富
4. 事 務 局 職 員 牧野事務局長 佐野主任書記 磯田書記 秋永書記
5. 説 明 員 西森課長 豊田主席参事 上野参事 三枝参事
秋永主任技師（兼務） 酒井水産試験場長
6. 会議に付した事件 別添のとおり
7. 配布した参考資料 別添のとおり
8. 議事の経過概要 別添のとおり

会 長 谷 口 孝 男 印

署名委員 佐 野 高 典 印

署名委員 木 村 常 男 印

議 事 の 経 過 概 要

開会宣告

14 時 00 分開会

牧野事務局長

ただいまから、第 602 回琵琶湖海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日の司会を務めさせていただきます本委員会事務局長兼水産課漁政係長の牧野でございます。よろしくお願いします。

本日、琵琶湖海区漁業調整委員会会議傍聴人規則第 1 条に基づく傍聴の申し出がありましたので、ご報告いたします。

本日は、光永委員、久保委員、横江委員がやむを得ない事情のため欠席されています。小川委員はもうすぐ到着されるということです。従いまして、現時刻御出席の委員は 6 名であり、定員 10 名の過半数の皆様にご出席いただいております。漁業法第 145 条第 1 項の規定により、本委員会は成立していることを御報告いたします。

それでは、議事にうつります。議事の進行につきまして、委員会会議規則第 5 条により、会長よりお願いいたします。

谷口会長

それでは、ただ今から第 602 回琵琶湖海区漁業調整委員会の議事に入ります。

本日の議事録署名人は、もうお見えになるようです小川委員、佐野委員にお願いしたいと思います。

それでは、諮問事項に入ります。漁業の許可の制限措置の内容等について、水産課から説明をお願いします。

(1) 諮問事項

1) 漁業の許可の制限措置の内容等について

秋永主任技師

(資料 1-1、1-2、1-3、1-4 について説明)

谷口会長

ありがとうございました。ただ今の説明に対し、何か御意見、御質問がありましたら、御発言をお願いします。

佐野委員

追加申請についてはそれで結構ですが、2 番の制限措置の内容ですが、この表で見ると刺網の荒目小糸は 12 月 1 日から 9 月 30 日までですが、これは以前からこうですか。

秋永主任技師

定数以外の制限措置は変えておりませんので、荒目に関しては以前より 12 月 1 日から 9 月 30 日までとなっております。

佐野委員 9月30日までということは、荒目小糸でマスの禁漁期間が10月1日から11月30日までだから、9月30日までにしたという解釈ですか。

秋永主任技師 おっしゃる通りです。

佐野委員 フナもこの荒目小糸の制限にかかるのですか。

秋永主任技師 魚種というよりは、この漁具を用いて操業できるのが12月1日から9月30日までになっています。

佐野委員 荒目小糸の定義は何ですか。

礒田副主幹 荒目小糸の定義は、網目が6cm以上、節で言うと6節以下になっています。細目は1.25cmから2.8cmの間で、節で言うと12節から25節の間になっています。

木村委員 10月1日からは全面禁止で全て取ったらいけないのではないですか。魚によって違うのですか。

礒田副主幹 10月1日から11月30日はビワマスが禁止になっています。細目については使えますので、モロコなどを獲ることはできます。

木村委員 10月1日からは全面禁止だと思っていました。アユは8月20日で終わりだし、水産課から組合に来るパンフレットなどで12月まで何も獲ったらいけないと思っていました。

礒田副主幹 その間で言いますと、アユとビワマスは禁漁になっています。ただその他の魚種、モロコやワカサギなどは獲ることができます。この期間はアユとビワマスが禁漁になっています。

木村委員 ニゴロブナはどうなのですか。

礒田副主幹 規則上は獲れるのですが、その間は皆さんの自主的な管理ということで自粛されているということになります。

谷口会長

その他何か御意見、御質問はありませんでしょうか。

それでは、ただいま説明のありました“漁業の許可の制限措置の内容等”については、異議なしとして答申することといたします。

なお、答申の文案につきましては、事務局に一任することといたします。

それでは次の諮問事項に入ります。漁業許可の基準について、水産課から説明をお願いします。

(1) 諮問事項

2) 漁業許可の基準について

秋永主任技師

(資料2-1、2-2について説明)

谷口会長

ありがとうございました。ただ今の説明に対し、何か御意見、御質問がありましたら、御発言をお願いします。

佐野委員

177 まで許可できるので、許可申請をすれば、ほとんどが順位を問わず許可が与えられると思うが、研修制度を活用して当該漁業の漁業者として自立を図ろうとする者が2番になっている。説明の中で研修生が早期に着業できることを目的とすると謳っているのですから、研修生は順位を上にあげないといけないのではないのでしょうか。

秋永主任技師

佐野委員のおっしゃることはごもっともです。水産課としても新規就業者を1位とするのか、1位と2位の間に新たに2位を作って新規就業者を2位とするのかいろいろ協議を重ねましたが、漁業種ごとに基準が異なるというのがよくないというところで、前回の海区委員会の貝びき網の基準で作った通りに今回作らせてもらいました。基準については、次の一斉切り替えが令和8年にございますので、そのときに基準の見直しをまた考えていければなとは思っているところです。

佐野委員

令和8年の一斉切り替えでもいいのですが、研修生は今でも研修制度に則ってやっている人がいるはずです。本来は一斉切り替えを待たずに、早期に着業させたいという趣旨を考えて研修生をより上位にすべきではないかと思います。

谷口会長 今の意見で課長、研修制度に対する県の基本的なスタンスに関わってくると佐野委員は指摘されていると思います。単に枠があるだけというのではなく、基本的な考え方を説明してもらえますか。

西森課長 佐野委員がおっしゃった通りかと思っておりますが、先ほど担当が申しましたようにシジミの許可基準を設けまして、そことずれてしまうのがちょっと引っかかったということで、今回こういうことにさせていただいております。この基準であってもおそらく研修制度を活用していただいている方については許可できると見ておりますので、その佐野委員がおっしゃったようなことを念頭に置きながら、次の改正のときには、許可基準も、佐野委員がおっしゃったような方向で変更していきたいというふうに思います。

谷口会長 研修でいろんな魚を獲るというのとは他の整合性みたいなことを言っていると思うのですが、そこは水産行政の哲学みたいなものが反映するような基準になっていないという御指摘だと思います。それは令和8年までちょっとお時間をいただきたいということですね。

西森課長 佐野委員がおっしゃることはその通りだと思っておりますので、そういう方向で今後改正するようにしていきたいと思います。

谷口会長 他に御意見ございませんか。
それでは、ただいまの御説明を意見はありましたけれども、今後検討していただくということで、異議なしとして答申することいたします。答申の文案につきましては事務局に一任することいたします。

次に協議事項に入ります。

ビワマス遊漁承認制度にかかる意見募集の結果について事務局から説明をお願いいたします。

（２）協議事項

１）ビワマス遊漁承認制度にかかる意見募集の結果について

磯田書記 （資料３－１、参考資料、資料３－２について説明）

谷口会長 ありがとうございました。ただ今の説明に対し、何か御意見、御

質問がありましたら、御発言をお願いします。

木村委員 マスの資源量が実際どれだけあるのですか。

礒田書記 委員会では何度か説明をしていますが、資料3-1の後ろから2枚目を意見募集概要として参考資料でつけております。1ページの一番下のところにビワマス資源の状況ということで書いてありますが、水産試験場の調査結果で言いますと令和元年以降160トン以上の資源量があると計算されています。過去に比べるとたくさんのビワマスが生息しているという状況になっております。

木村委員 刺網をしている者が獲れる量が年々減ってきており、もっと遊漁者を減らしてほしいと漁業者から耳に入っています。刺網では6月の末から10月手前まで獲っています。遊漁者が先に獲るので、だんだん減ってくると聞いています。うちの組合員がYouTubeで遊漁者が5尾以上獲っているのを見て、監視をしているのか聞いてくれと言っていましたけどどうなのですか。

礒田副主幹 取締についてですが、定期的にあらわしで出ておりまして、今年度は4月から6回巡回しております。その際には承認を持っているかを確認し、その中のいくつかでは、実際では生け簀を開けるなど確認をしています。今年度につきましては、1件所持尾数の違反を確認しまして、章旗の返還で対応しています。

木村委員 マスの資源は獲れた数から見ていて、実際どれだけあるのかわからないと思います。マスの寿命や病気などによる減少もあると思います。漁業者は賦課金とかを取っているけど、遊漁者は増殖事業に貢献しておらず、獲れたらそれでいいというような感じです。

谷口会長 資源量が令和元年以降160トン以上というのはどのように推定しているかをわかりやすく簡潔に説明してくれますか。

酒井場長 ビワマスの資源量の求め方ですが、木村委員がおっしゃるように実際に琵琶湖の中に何トンいるかはわからないだろうということは、推定値であって実際に取り上げて量ったわけではありません。どうやって推定しているかということにつきましては、海区委員会の事務局の方で、漁業者の皆さんが何トンのビワマスを漁獲され

た、遊漁者の皆さんが何トンのビワマスを釣られた。そういった情報を集めています。その情報に加えて、我々が現場で年齢構成を調べています。そうすると何歳のビワマスが、何トン取れたという情報が集まってくるので、それを元に計算でこの年には全体で何トンのビワマスがいただろうということを推測しています。

増えているか減っているかちゃんとつかめるのかという御心配ですが、年齢別に資源の状況を見ていますので、例えば若いビワマスの数が減ってくれば、その先資源は減っていく方向に動くだろうということが推測できますので、そういった資源の中身も確認しながら今の資源状況がどうであるかということを把握評価しています。

木村委員

釣ったビワマスでも調査はしていますか。

酒井場長

はい。刺網で獲られたビワマスと引縄釣りで獲られたビワマスと、それぞれ何歳のビワマスがどれだけ獲れたかを調べた上で、全体の資源量の推測をしています。

谷口会長

資料3-2は委員会の考え方として、整理してくれたわけですね。これらについて御意見等がありましたら発言をお願いしたいです。

佐野委員

アンケートは割と冷静に回答しているものもあるように思いますが、資料3-1の4ページに回答数の詳細が書いてあって、分割であったり、持ち帰り尾数の変更だったりがあって、①②③というような取組がある。意外と①が少ないですね。釣り人からすると現行ルールのままが多いのは理解できます。持ち帰り尾数の変更については、自家消費であれば5尾で十分であるとか、持ち帰りを2尾、3尾とするべきなど、減らす方向に対して、順当な御意見を寄せてくれている人もありますね。

大きさの制限ですが、試験場はリリースしても割と大丈夫だと言っていますが、マスはデリケートなので35~40cmをリリースしても生存するのか疑問に思います。リリースしてもどうなのかという問題とここでの意見を聞いていると、持ち帰り尾数を減らしていく方がいいというようなニュアンスが感じられます。

木村委員が言うように、うちの組合員からも聞いていますが、たくさん釣った時、今の制限は5尾ですが、2人なのか3人乗っているのかはわかりませんが、自慢げに船の上に10尾も並べている

YouTube がいっぱいあるということです。だから5尾というのが果たして守られているのかは、抜き打ち検査で取締をやらないことには、これはもう良識に任せているだけであって、5尾を本当に守っているかどうかは疑問です。なかなか遊漁による採捕は全面的に禁止すべきであるというような乱暴な声もあるけども、平均的に見ると、こちらが考えているようなことも遊漁者も考えているのかなというような感じがしました。今後委員会でいろいろと決めていく中で良い参考意見になったと思います。

酒井場長

佐野委員の御発言の中でリリースについて、釣られたビワマスを放流しても生き残るのかという点につきましては、以前水産試験場で我々も心配して試験をしたことがございます。特に夏場、表層の水温が高いときに釣り上げたものをリリースしても生き残るのかという観点で7月、8月に3回琵琶湖で釣り上げたビワマスを17度ほどに冷やした水槽の中に蓄養をして、その後の歩留まりを確認したという試験をかつて行いましたが、そのときの歩留まりが8割以上、84%は生き残るという結果でございました。ですから、丁寧に扱えば、比較的生き残るのではなかろうかという判断をしております。

佐野委員

ブラックバスはリリース禁止の一方で、マスはこのぐらい小さいやつはリリースしなさいっていうのはものすごく釣り人にしたらわかりにくいと思います。ブラックバスはリリースが駄目なので持ち帰りなさい。ビワマスは逃がしなさい。生残率はいいいたいですが、ここの釣り人の理解はなかなか難しいのではないかなと思います。

免許所持者のみ承認とありますがこれはどういう意味ですか。

磯田書記

今年ビワマス釣りで亡くなった方がいらっしゃったことが大きな話題になったと思います。そこで船舶免許所持者は免許を取るときに安全に関する講習を受けていたり、安全に対する認識があるだろうという観点からこのような意見がありました。

佐野委員

船舶免許の講習だとそうですが、2,000人の承認者に講習なんかはしていないでしょう。承認を与えているだけでしょ。そこをやったらどうですか。2,000人もいるので大変ですが、書面だけでなく、講習や研修を設ける制度も考えたらどうでしょうか。

磯田書記

今年の事故も受けまして、ホームページですとか、承認を送る際には安全に関することやルール、マナーについては書面によって周知しているのですが、そういった御意見もありますので、2,000人を対象に対面という形でそういう制度を実際にできるかどうかを検討するということによろしいでしょうか。

谷口会長

改めてお聞きしますが、かねてからビワマスの制限について、いろいろ議論があり、非常に労が多いアンケートを取っていただきましたが、そもそもなんでこういうアンケートを取ったのか、今現在の制度に問題があって行ったのかどうか。つまり資源量は一定確保されているという状況にあると理解していたのですが、そういう中でアンケートを取ってその制度を今後に生かしていこうということとやっていただいたと思うのですが、そもそも原点はなんだったのかと改めて確認したいのですがいかがでしょうか。

磯田書記

確かに近年の資源量は高位で安定しているのですが、承認数は年々増えておりまして、それに伴ってその採捕量も増えてきています。資源量が比較的多い時点で、持続的に採捕できる漁業者と遊漁者を合わせた採捕量を押さえておけば、今後も持続的にビワマス資源が利用できる数字が算出されます。その中で漁業者、遊漁者、遊漁船業者が獲る量が計算できますけれども、現状の資源量から言いますと、遊漁者が取れる量は結構オーバーしています。漁業者、遊漁船業者はまだ横ばいなのですが、プレジャーボート使用者、個人の方の獲る量が増えてきてしまっています。

今後も持続的にビワマス資源を利用していくためにはプレジャーボート使用者が獲る量の枠を設けた上で、その枠に対応した承認数を計算していく必要性が出てきたということです。実際にこの枠を設けて承認数を計算すると、現状の制度では1,900件に達した日までに受け付けた数としているのですが、それではなかなか枠内に採捕量を抑えるというのが難しくなっているということで、今回この制度の変更を検討しているということです。

このように制度変更するときには、過去4回やっていますけれども、意見募集をした上でその意見を踏まえた制度の決定ということを行うということで、今回意見募集をしているということです。

木村委員

プレジャーボートの遊漁者はボートと船舶免許証とを見た上で

承認しているのか、それとも持っているか確認するだけかどちらですか。

礒田書記 現状の承認申請の事務処理では実際免許は見えていないし、求めています。エンジン付きの免許がいる船もありますが、カヤックや2馬力以下の船には免許がいりません。このようなことから申請の際に免許の写しの提出は求めています。

木村委員 遊漁船は何人乗せてもいいのですか。船の大きさによって指定されているけれど、それはギリギリ乗せても良いですか。

礒田書記 遊漁船につきましては船舶検査のときに船舶検査証が発行されて、そこに定員が出てきます。その定員内であれば遊漁船は乗客を乗せることができます。

木村委員 遊漁船に乗るお客さんには承認いらないということですよ。

礒田書記 ビワマスの遊漁として営業している遊漁船は船ごとに承認してまして、その船にお客として乗る場合には承認は必要ありません。

谷口会長 ちょっと確認したいのですが、今回この意見募集結果を公表するということで、今説明をしてきましたが、この資料3-1は5ページまでここまでを公表していく、この3-2と参考資料はどうですか。

礒田書記 3-2もあわせて公表します。参考資料は意見募集のときに公表している資料です

谷口会長 これ全部3-1と3-2全部公表するということですか。

礒田書記 はい。

谷口会長 確認ですけれども、今回こういうことをやったのは資源の維持、さきほど説明されたように継続的に漁業者も遊漁者もマスの釣りができるようにと。そのために人数制限とか尾数制限とかこういうことをいろいろ議論してきた結果、今回ここでも尾数制限とか、あ

と航行安全とか有料化とかの意見も出てきて、それらを含めて調整しましょうというふうに理解したらいいですね。それを今回オープンしていくと。この参考スケジュール案を見ると、8月に6-7シーズンの承認制度に関する委員会をやって、その後委員会指示の公示、申請受付をして、6年の12月1日からに活かしていこうというですね。意見募集した以上はきちっと公表する、手順を踏んでいくと、こういうことを考えているわけですね。

これらを踏まえた上で、御意見や御質問ありましたら、お願いいたします。御懸念とか確認したいことは、今の議論で大体できたと思います。この資料3-1と3-2を公表し、参考スケジュールに沿って、進めていくという水産課の考えですけれども、委員会としてそのことについて確認したということによろしいでしょうか。ではそのように進めてください。

それでは報告事項をお願いします。アユ資源の状況について説明をお願いします。

(3) 報告事項

1) アユ資源の状況について

酒井場長 (資料4について説明)

谷口会長 ありがとうございます。ただ今の説明に対し、何か御意見、御質問がありましたら、御発言をお願いいたします。

木村委員 調査の時に琵琶湖の水温は平年より高かったでしょうか。

酒井場長 6月の調査結果を見ますと、表層は平年よりも若干低い、ただちょっと深いところ30メートルより深いところは例年よりも高い状況で、表層と深いところでちょっと平年値と比べると逆転の現象が起きているという状況です。

佐野委員 平年の15%減でなく、平年の15%しか獲れていない。水産試験場が言うように、卵が例年の20%、獲れている量は例年の15%ほどで推移しているけれども、そうするとこれからは全く不漁だということになります。今年のアユ漁は期待が全然もう持てないということで、県漁連としても6月4日に緊急要望をしました。これが来

年も続くのであればどうもならないとの切実な思いで要望しましたが、地球温暖化は止められない。気象庁の発表でも暑い夏になるだろうというような状況で、去年みたいに残暑が厳しい9月が続けば、川の水温は下がらない。適切な水量があっても20度を下まわらないことにはアユは産卵しない。温暖化は止められないから、残暑が厳しく、台風も来なかったら、次のシーズンも川の水の温度は20度以下には下がらないだろうと思います。そうなってくるともう人工河川への養殖アユ・天然アユの放流事業に頼らざるを得ない大変厳しい状況が続きます。河川や琵琶湖のアユは今後毎年あてにならない、年々ダメになるじゃないかというようなことになってくると、今は人工アユをいくらでも作れるわけで、琵琶湖のアユのシェアは、今でも30%あるかないかですが、もっと厳しい状況が続きます。琵琶湖のアユの量が減るそして値段もそうは上がらないという状況が続くと、各エリ漁業者などアユに携わっている組合員にすると、これは本当に死活問題に関わってきます。そのあたりは水産課や県の方で十分に水産試験場と連携をとってもらって、何年も不漁が続くようなことがないように、最大限の努力をしていただきたいという要望をしています。切実な問題になってくるだろうと思いますので。

西森課長

我々も今後この温暖化がどんどん進んでいった場合どうなるのかということは非常に不安に思っていて、内部でも議論をしていますけれども、例えばアユの人工河川に頼らざるを得ないのではないかということは私もそのように思っているところです。

昨年秋も、河川水温が高くてアユがなかなか卵を産まずにということでしたが、川に水さえあれば、水温もそこまで上がったままではなく、雨が降れば一定の水温になって、アユもきっちり卵を生んでくれていたのではないかと考えています。このまま今の温暖化のレベルであれば、まだ毎年アユの産卵が阻害されるということはないと思っているのですが、温暖化がさらにどんどん進んでいった場合には、こういうアユの追加放流ということで対応するのではなくて、もう当初から人工河川に放流するアユの量を増やしておく必要が出てくる。そういう時期がもしきたら来るのではないかなというふうに思っているところです。ただ人工河川、姉川と安曇川がありますけれども、人工河川に放流できるアユの量もう限界でして、この補正予算に挙げておりますのは、追加で8トンですが、これが限界ではないかなと思っているところです。ただ人工河川の運

用の仕方をいろいろ考えれば、もう少しアユを入れられるかもしれないということでその辺を検討しています。さらに、上手い運用ができないか、今2回転しているのですが、それを3回転させられないかとか、そういうことも検討をしていく必要があるのかなと思っておりまして、人工河川を新たにまたもう一つ作るとなるとですね、これはなかなか大変なことになりますので、まずは運用面で何かもう少し工夫できないかと考えています。

谷口会長 死活問題なので危機的だとの認識を持って、水産課も今後対応していかなければならないだろうということです。

西森課長 我々としても、アユは琵琶湖で一番重要な魚種ですので、これを何とか漁業者の皆さんに獲っていただいて漁業経営していただけるように考えています。

谷口会長 先日販売業者から、アユがおらず売の商品がないと言われました。滋賀県の特産品であるアユが売るものがないという状況では、行政に厳しい認識を求める声もあると思いますので、知恵を出して対応していただきたいと思います。

佐野委員 去年は安曇川の人工河川に全て持って行きましたが、今年は姉川の人工河川は稼働するのでしょうか。

西森課長 昨年度、姉川人工河川は故障しており運用していませんでしたが、修繕をいたしまして稼働できる状態です。姉川と安曇川をフルに活用しようと考えているところです。

佐野委員 姉川のヤナで特別採捕で獲ったアユは、姉川の人工河川に放流して産卵させるとの考えですか。

西森課長 安曇川の追加の8トンに関しましては、5トンは養成したものを入れて、3トンは姉川で獲られたものを入れる計画をしております。追加により通常の8トンから2倍になります。

木村委員 産卵させる石は大きい方がいいのか、小さい方がいいのか、どちらでしょうか。

酒井場長

やはり適度な大きさというものがあります。石の大きさが大きくなると表面積は小さくなるので、数センチぐらいの、いわゆる砂利がいいです。それらが積み重なると隙間がたくさんあって、水通しが良くて、表面積つまり卵がくっつく面積が大きくなります。

谷口会長

議事録署名人ですが、小川委員が事情により到着されませんでしたので、木村委員お願いします。

それでは、他にないようですので、以上で第 602 回琵琶湖海区漁業調整委員会を終了いたします。今日はどうもありがとうございました。